



いわお 松西
にしまつ 西松

質問

「ゴルフ場明渡し裁判」は話し合いで解決願いたい

回答

提訴により早期に解決したいと思います

〔町長〕

質問

今回の裁判を大変心配しています

す。今後の当町発展に影響があるのでは。念願だったスマートに完成を目前にして、夢あるまちづくりには、企業誘致が必要不可欠です。そんなとき、地元企業と裁判などで争うようなことはあってはならないと思います。いかなる困難なことで「話し合い」で解決

できることを私は信じています。今回の裁判はメリットがなく、失うものが多過ぎると思います。そこで、次の5点について伺います。

Q 裁判をすることは当町にとって、まちのイメージは良くなると思いますか。

A 良くなるとは思えません。しかし、町の将来を考えたとき、今ここで、抜本的な解消が必要と考え提訴することになりました。

Q 町と町民にメリットはありますか。

A メリットはないと思います。しかし、借地料1117万円が契約通り支払われなかったための提訴です。後世への禍根を絶つことは、私の責任だと思います。

Q 「二度と町の一般会計からの支払いはしない」という議会との約束はどうなりますか。

A この提訴は、まちづくり、河川利用計画の再検討と考えています。裁判費用等は最小限になるよう、弁護士とよく相談を進めていきます。

Q 先般の会議で、町顧問弁護士が「最終的には強制執行します」と言われましたが、本当にできるのですか。

A 顧問弁護士に再度確認しましたところ、法的な一般論を説明しましたとのことでした。

Q 町と地権者間の契約は、どうなっていますか。今後、ゴルフ場とは、関係なく地権者に支払い続けることになっていますのですか。

A 法的には、町は地権者へ契約通り支払わなければならない。しかし、町と地権者との話し合いで、係争中の間は地代の支払いを猶予していただいています。

